

千葉県遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する指導要綱
事務処理規程

(協議関係課等)

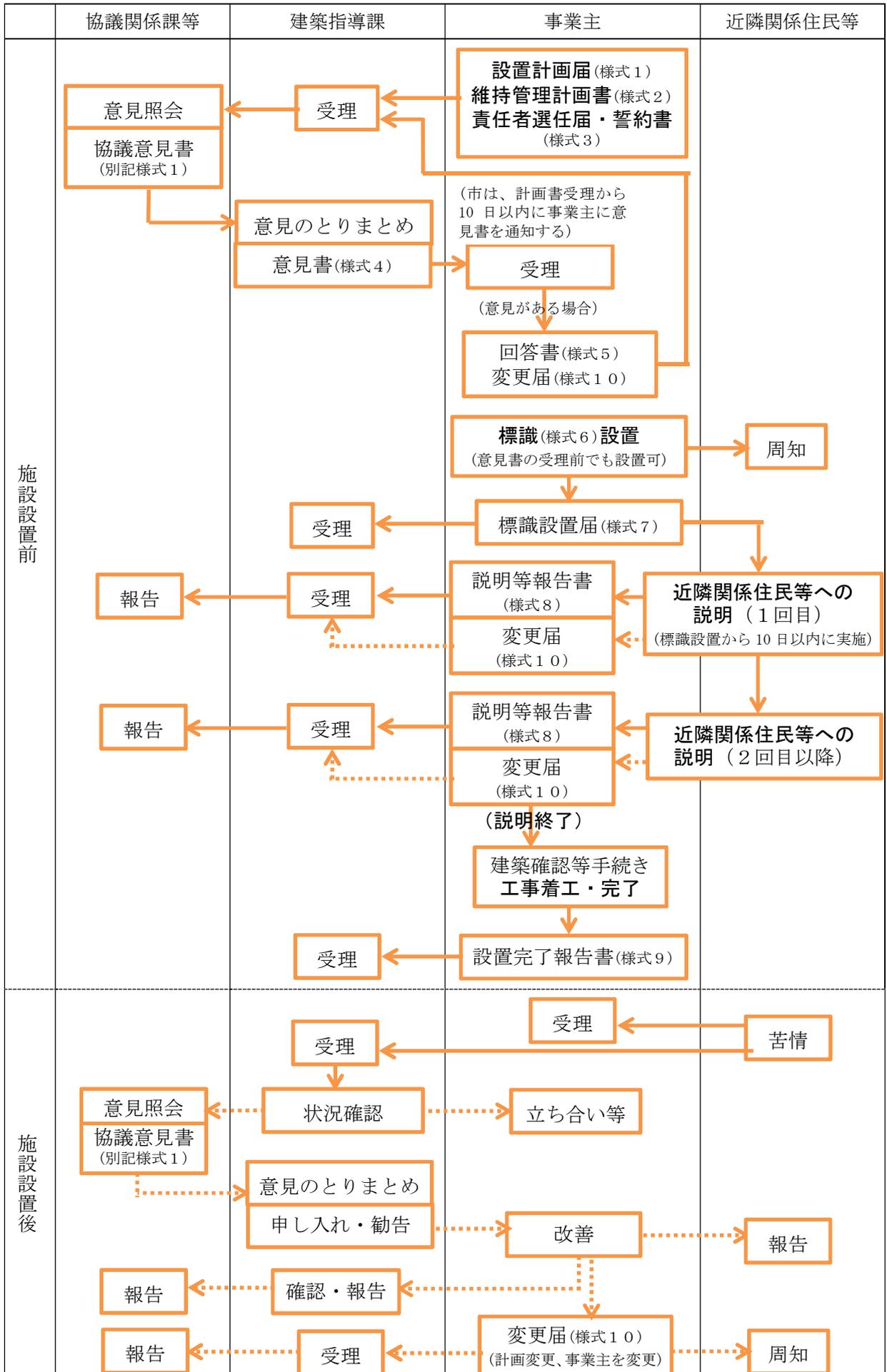
- 第1 要綱第2条第1項第8号に規定する別に定める協議関係課等は、次の表のとおりとする。
- 2 遺体保管所の設置、管理及び運営に当たり、関連法令・条例等に基づき規制するほか、周辺環境や近隣関係住民等の要望等に配慮すること。
- 3 遺体保管所等の設置後、近隣関係住民等から苦情のあったときは、協議関係課等と建築指導課は連携して問題解決に努めること。

	協議事項	協議関係課等
遺体保管所等の設置に係る事項	接道・外壁後退に関すること (要綱第3条第1項第1号ア及びイ関係)	都市局建築部建築指導課
	駐車場(遺体搬出入作業用)に関すること (要綱第3条第1項第1号オ関係)	
	駐車場に関すること (要綱第3条第1項第1号エ関係)	市民局市民自治推進部地域安全課 都市局都市部交通政策課
	緑化に関すること (要綱第3条第1項第1号ウ関係)	都市局公園緑地部緑政課
	景観・広告に関すること (要綱第3条第1項第1号カ関係)	都市局都市政策課都市景観デザイン室
遺体保管所等の管理及び運営に係る事項	遺体の保管方法に関すること (要綱第3条第1項第2号ア関係)	保健福祉局医療衛生部生活衛生課
	通夜・告別式に関すること (要綱第3条第1項第2号イ関係)	
	遺体・ひつぎの搬出入に関すること (要綱第3条第1項第2号ウ関係)	
	花輪の設置に関すること (要綱第3条第1項第2号イ関係)	都市局建築部建築指導課
	防音・防臭対策に関すること (要綱第3条第1項第2号エ関係)	環境局環境保全部環境規制課
	廃棄物・排水の適正処理に関すること (要綱第3条第1項第2号オ関係)	環境局環境保全部環境規制課 環境局資源循環部産業廃棄物指導課 建設局下水道企画部下水道営業課 建設局下水道施設部下水道維持課
		交通安全対策に関すること (要綱第3条第1項第2号カ関係)

(協議フロー)

第2 協議の流れは、次のとおりとする。

凡例 — 必ず行うもの
 必要に応じて行うもの



※必要に応じて連絡会議を開催する。

(協議関係課等への意見照会)

第3 要綱第4条第3項に定める協議関係課等の意見は、協議意見書(別記様式第1号)により協議関係課等から建築指導課に回答するものとする。

2 建築指導課は、近隣関係住民等から苦情を受けたとき、協議関係課に意見照会をすることができる。

3 前項により意見照会を受けた協議関係課は、協議意見書(別記様式第1号)により、建築指導課に回答するものとする。

附 則

この事務処理規程は、平成27年10月20日から施行する。

附 則

この事務処理規程は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この事務処理規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この事務処理規程は、令和4年4月1日から施行する。

協議意見書

年 月 日

（あて先）建築指導課長

（協議関係課等の長）

千葉県遺体保管所等の設置及び管理運営に関する要綱（以下「要綱」という。）第4条第3項及び同事務処理規定第3の規定により、下記のとおり回答します。

記

1 遺体保管所等の名称

2 遺体保管所等の位置

千葉県 区

3 意見（該当する項目のチェックボックスに印を付け、具体的に括弧内に記入してください。）

事業主は、次の法令・条例等を遵守すること。また、周辺環境を考慮し、近隣関係住民等への説明も踏まえ、良好な住環境の形成に資するよう努めること。

（ ）

特になし。ただし、事業主は、周辺環境を考慮し、近隣関係住民等への説明も踏まえ、良好な住環境の形成に資するよう努めること。

次の事項について不明なので、事業主に追加説明を求めます。

（ ）